

平成27年
10月
から

マイナンバー (個人番号)の 通知が始まりました。

10月からマイナンバーの個人番号の通知が始まっております。健保組合ではマイナンバーの個人番号を被保険者の資格、被扶養者の認定および保険給付の事務などに使用します。事業所の事務担当者を通じてマイナンバーをご提示いただく予定ですので大切に保管してください。

お手もとに
マイナンバーの
「通知カード」が
届きます。

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号花子 NNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNN
住所 〇〇県 ■■市 △△町 ◇丁目 〇番地 NN
NN ▽▽号 NNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNN
平成 5年 3月 31日生 性別 女 NN □□市長
発行 平成 27年 10月 NN日 NNNNN 1234567890
NNNNN

出典：国税庁

届いたマイナンバー「通知カード」は
大切に保管してください。

※被保険者および被扶養者全員のマイナンバーが必要となります(学生や離れた場所に暮らしている方の分も必要です)ので大切に保管してください。

【 マイナンバーとは何ですか? 】

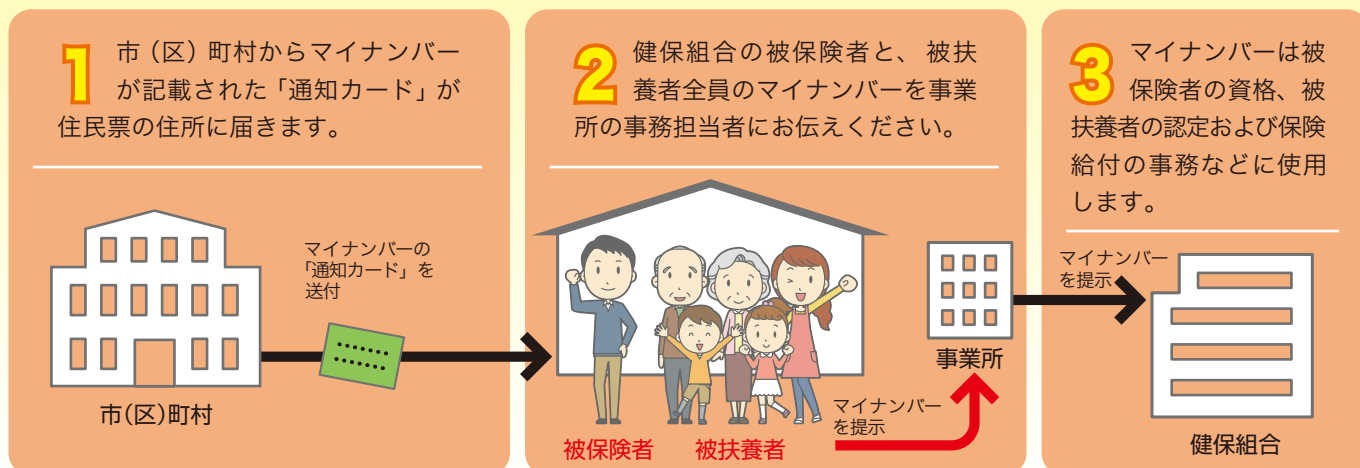
日本国内の全住民に通知される
一人ひとり異なる12桁の番号

住民票を有する全ての人に一人一つの番号、すなわちマイナンバー(個人番号)を付して社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。



マイナンバー
広報キャラクター
マイナちゃん

マイナンバーの受け取りから提示までの流れ(予定)



Q.1 マイナンバーはいつから始まるの？

A 番号の通知は27年10月から
利用開始は28年1月から

マイナンバーの個人番号の通知は平成27年10月から始まっております。通知が始まると個人ごとに固有の番号が記載された通知カードが市(区)町村から届きます。利用が開始されるのは平成28年1月からです。

Q.2 健康保険で何に使うの？

A 被保険者の資格や被扶養者の認定などの事務に使用します

健康保険では被保険者の資格や被扶養者の認定、保険給付の事務などの際に個人を特定し、適切に事務を行うために使います。そのために個人番号の登録を平成28年のいずれかの時期に行っていただきます。

Q.3 具体的にどうすれば？

A 会社を通じて個人番号の提示をお願いします

個人番号が手もとに届いたら、ご本人(被保険者)と家族(被扶養者)の個人番号を、会社を通じて提示していただきます。学生や別居している場合でも被扶養者全員の番号が必要です。平成29年1月以降は各種申請書や被扶養者資格の確認書類などの様式が変更され、個人番号の記載が必要となる予定です。

Q.4 なぜ必要なの？

A より正確な事務、公平な給付を行うためです

被扶養者の認定や健康保険の給付には、収入などの条件が定められているものがあります。マイナンバーで個人を特定することで間違いなく正確に事務を行い、公平な給付が行えるようになります。所得証明の書類の添付を省略できるなど、皆さまのメリットもあります。



個人情報の保護について

マイナンバーの個人番号は、本人の同意があっても法律で定められた場合以外に使用、提供することが禁止されている情報にあたります。健保組合では法律やプライバシーポリシーなどを遵守し、適切にマイナンバーの情報を取り扱います。

もっと詳しく知りたいときは

内閣官房 マイナンバーの
webサイト

内閣官房 マイナンバー
公式twitter

内閣官房 マイナンバー
コールセンター

マイナンバー・社会保障・税番号制度

検索

https://twitter.com/MyNumber_PR

0570-20-0178

平日9:30~17:30 (土日祝日・年末年始を除く)